

平成30年度条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育事業
企画提案書

申請者	団体名	
	代表者氏名	印
	所在地	
	電話番号	
	FAX番号	
	HP	

連絡担当者窓口	団体名	
	(ふりがな)	
	担当者氏名	
	所属部署	
	役職	
	所在地	
	電話番号	
	FAX番号	
E-mail		

○条約難民に対する日本語教育事業

(様式2)

1. 事業の概要

※別紙提出も可。ただし、以下の項目を含めること。

※条約難民（後期）と第三国定住難民の日本語教育プログラムを合同で実施する計画の場合は、第三国定住難民の（1）通所式の定住支援施設における日本語教育に記載すること。ただし、第三国定住難民の子供のための日本語教育プログラムは別途作成すること。

事業内容	
(1) 通所式の定住支援施設における日本語教育	
	①クラス分けの方法 ②日本語教育プログラム <ul style="list-style-type: none"> ・目的 ・内容 ・特徴 ・講師体制 ・授業管理の方法 ・学習評価 ・地域とのつながりや体験学習 ・補講の対応 ・退所後の自律学習に向けた指導 ③実施体制 <ul style="list-style-type: none"> ・講師陣の体制 ・講師間の連絡・情報共有の方法 ・担当講師会議 ④プログラムの検証方法
(2) 教科書及び日本語学習教材の提供等	
	①定住支援施設における使用予定教科書 ②定住支援施設における学習補助教材 ③定住後の日本語学習のための配布教材例 ④その他の使用予定教材 ⑤市販教材以外に作成を予定している教材 ⑥これまでの教材開発の実績 ⑦退所後の配布教材の利用者への周知方法
(3) 日本語教育相談	
	①業務内容 ②相談員の配置 ③相談員の専門性及び実績 ④講師陣との連携体制 ⑤相談内容等の記録・報告
(4) 事業内容の広報	
	①条約難民に対する日本語教育事業に関する理解を図るための広報資料 ②条約難民に対する日本語教育事業に関する理解を図るための広報活動

事業実施における条約難民のプライバシーの保護方策

2. 事業実施体制

○事業の実施体制 *それぞれの役割も付記すること。

3. 事業の年間スケジュール

○事業の年間スケジュール *別紙提出も可。

4. 予算額

○予算額(千円) *内訳を添えること。

1. 事業の概要

※別紙提出も可。ただし、以下の項目を含めること。

事業内容	
(1)通所式の定住支援施設における日本語教育	
	<ul style="list-style-type: none"> ①クラス分けの方法 ②日本語教育プログラム（必要に応じて大人・子供を別に記載すること） <ul style="list-style-type: none"> ・目的 ・内容 ・特徴 ・講師体制 ・授業管理の方法 ・学習評価 ・地域とのつながりや体験学習 ・補講の対応 ・退所後の自律学習に向けた指導 ③実施体制 <ul style="list-style-type: none"> ・講師陣の体制 ・講師間の連絡・情報共有の方法 ・担当講師会議 ④プログラムの検証方法
(2)教科書及び日本語学習教材の提供等	
	<ul style="list-style-type: none"> ①定住支援施設における使用予定教科書 <ul style="list-style-type: none"> 大人： 子供： ②定住支援施設における学習補助教材 <ul style="list-style-type: none"> 大人： 子供： ③定住後の日本語学習のための配布教材例 <ul style="list-style-type: none"> 大人： 子供： ④その他の使用予定教材 ⑤市販教材以外に作成を予定している教材 ⑥これまでの教材開発の実績 ⑦退所後の配布教材の利用者への周知方法
(3)日本語教育相談	
	<ul style="list-style-type: none"> ①業務内容 ②相談員の配置 ③相談員の専門性及び実績 ④講師陣との連携体制 ⑤相談内容等の記録・報告

(4)日本語能力及び日本語使用状況調査	
	<ul style="list-style-type: none"> ①調査予定時期 ②日本語能力調査の実施体制 ③日本語使用状況調査の実施体制 ④調査実施体制（調査先への連絡調整・調査員の配置・調査結果取りまとめ等） ⑤調査結果の報告 ⑥調査結果の活用方法
(5) 本事業に関する定住先等への説明	
	<ul style="list-style-type: none"> ①定住先等に対する定住支援施設における日本語教育の内容等の説明 ②定住後の第三国定住難民の日本語学習支援関係者との情報交換の機会
(6) 定住後の第三国定住難民に対する日本語教育	
	<ul style="list-style-type: none"> ①定住先の地方公共団体等に対する「定住後の第三国定住難民に対する日本語教育事業」の周知方法 ②定住先の地方公共団体における日本語教育の体制づくりのための支援の実施体制 ③定住先の関係機関との連携体制 ④定住先からの相談等への支援体制 ⑤「定住後の第三国定住難民に対する日本語教育事業」の報告 ⑥第1陣～第8陣の各定住先における日本語学習支援計画案
(7) 事業内容の広報	
	<ul style="list-style-type: none"> ①第三国定住難民に対する日本語教育事業に関する理解を図るための広報資料 ②第三国定住難民に対する日本語教育事業に関する理解を図るための広報活動
外部専門家との連携・協力体制	
<p>(1)第三国定住難民の児童・生徒に対する日本語学習支援及び就学後の学校教育の専門家との連携体制</p> <p>(2)その他関係各分野の専門家との連携体制</p>	
事業実施における第三国定住難民のプライバシーの保護方策	

2. 事業実施体制

○事業の実施体制 *それぞれの役割も付記すること。

3. 事業の年間スケジュール

○事業の年間スケジュール *別紙提出も可。

4. 予算額

○予算額（千円） *内訳を添えること。

